○法務省令第十八号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三十一条第五項、第三十二条第三項及び第三十三条第二項の規定に基づき、地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

法務大臣　三好　雅子

地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令

地方出入国在留管理局組織規則（平成三十一年法務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（地方出入国在留管理局に置く課等） **第一条**　［略］ ２　前項に掲げる課及び室のほか、東京出入国在留管理局に審査監理官二人、警備監理官二人、首席審査官十五人及び首席入国警備官九人を、名古屋出入国在留管理局に審査監理官一人、警備監理官一人、首席審査官八人及び首席入国警備官五人を、大阪出入国在留管理局に審査監理官一人、警備監理官一人、首席審査官七人及び首席入国警備官五人を、広島出入国在留管理局に監理官一人、首席審査官三人及び首席入国警備官一人を、福岡出入国在留管理局に首席審査官三人及び首席入国警備官一人を、その他の地方出入国在留管理局に監理官、首席審査官及び首席入国警備官それぞれ一人を置く。 （首席審査官の職務） **第七条**　［略］ ２　東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局、広島出入国在留管理局及び福岡出入国在留管理局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。	（地方出入国在留管理局に置く課等） **第一条**　［同上］ ２　前項に掲げる課及び室のほか、東京出入国在留管理局に審査監理官二人、警備監理官二人、首席審査官十四人及び首席入国警備官九人を、名古屋出入国在留管理局に審査監理官一人、警備監理官一人、首席審査官八人及び首席入国警備官五人を、大阪出入国在留管理局に審査監理官一人、警備監理官一人、首席審査官七人及び首席入国警備官五人を、広島出入国在留管理局に監理官一人、首席審査官三人及び首席入国警備官一人を、福岡出入国在留管理局に首席審査官三人及び首席入国警備官一人を、その他の地方出入国在留管理局に監理官、首席審査官及び首席入国警備官それぞれ一人を置く。 （首席審査官の職務） **第七条**　［同上］ ２　東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局、広島出入国在留管理局及び福岡出入国在留管理局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
東京出入国在留管理局	審査管理担当	前項第一号（難民調査担当及び難民審判担当の分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（在留管理情報担当及び就労審査第三担当が分担する事務を除く。）、第十四号、第十五号及び第三十二号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務

局の名称	担当区分	分担事務
東京出入国在留管理局	審査管理担当	前項第一号（難民調査担当、審判担当及び難民審判担当の分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（就労審査第一担当、就労審査第二担当、就労審査第三担当、留学審査担当、研修・短期滞在審査担当、永住審査担当及び難民調査担当が分担する事務を除く。）、第九号（在留管理情報担当、就労審査第一担当、就労審査第二担当、就労審査第三担当、留学審査担当、研修・短期滞在審査担当、永住審査担当、難民調査担当、審判担当及び難民審判担当が分担する事務を除く。）、第十一号（在留管理情報担当及び就労審査第三担当が分担する事務を除く。）、第十四号、第十五号及び第三十二号（就労審査第一担当、就労審査第二担当、就労審査第三担当、留学審査担当、研修・短期滞在審査担当、永住審査担当、難民調査担当及び難民審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務